

施設基準・届出一覧

公的機関施設認定

- 生活保護法指定医療機関
- 難病指定医療機関
- 身体障害者福祉法第 15 条指定医
- 労災保険指定医療機関
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 38 条第 2 項の規定による医療機関

施設基準

- 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- 在宅療養支援診療所
- 時間外対応加算 1
- 在宅時医学総合管理料
- 明細書発行体制加算
- ニコチン依存症管理料
- 夜間、早朝等加算
- 二次性骨折予防継続管理料 3
- 機能強化加算
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料
遠隔モニタリング加算
- 外来感染対策向上加算
- 在宅酸素療法指導管理料
遠隔モニタリング加算
- 発熱患者等対応加算
- がん診療連携指導料
- 連携強化加算
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 医療 DX 推進体制整備加算
- 生活習慣病管理料（Ⅱ）
- 地域包括診療加算 1

【連携強化加算】

当院は「かかりつけ医」として以下の取組みを行っています。

他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。

健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。

介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。

夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。

かかりつけ医機能を有する地域の医療機関は以下で検索できます。

◆ 医療情報ネット

【URL】

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

【外来感染対策向上加算】

- ・ 専任の院内感染管理者（院長）を配置し、感染予防・抗菌薬適正使用についてのマニュアルを作成し、職員に院内感染防止対策に関する研修を実施しています。
- ・ 少なくとも年2回程度、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関または医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加。または、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関または医師会が主催する感染症の発生等を想定した訓練に少なくとも年1回参加しています。
- ・ 感染症の発生時等に都道府県等の要請を受けて発熱患者の外来診療等を実施する体制を有し、そのことを自治体のホームページで公開しています。
- ・ 感染症対策向上加算1を算定する他の医療機関に、定期的に感染症の発生状況等について報告を行っています。

【個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書】

領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無償で発行しています。

発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお伝えください。

【一般名称での処方】

後発医薬品があるお薬については一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

【医療情報取得加算】

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします

【医療 DX 推進体制整備加算・在宅医療 DX 情報活用加算】

オンライン請求を行っております。電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。電子処方箋を発行する体制を有しております。

電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については当該サービスの対応待ちです。

マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示行っております。質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して医療の提供に努めています。

【情報通信機器を用いた診療】

当院では情報通信機器を用いた診療の場合には、向精神薬の処方をしておりません。

【地域包括診療加算】

- ・生活習慣病や認知症等に対する治療と管理を行い、日常生活の指導や相談に応じます。
- ・予防接種の実施、健康診断の結果のなどの相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じて、専門医または専門医療機関を紹介します。
- ・症状に合わせて28日以上の長期処方やリフィル処方箋の交付を行います。
- ・他の医療機関で処方されているお薬を含め、服薬状況等を踏まえたお薬の管理を行います。
- ・介護、保険、福祉サービスに係る相談に応じます。
- ・在宅医療を実施しており、訪問診療や往診に対応します。
- ・介護支援専門員及び相談支援相談員からの相談に対応することが可能です。
- ・夜間・休日などの体調不良時等、患者さんからの電話等による問い合わせを、対応しています。
- ・かかりつけ医機能を有する医療機は「新潟医療情報ネット」で検索ができます。
(操作方法等についてのご不明な点は、県にお問い合わせください。)

当院は施設基準に適合している旨の届出や所定の診療報酬を算定しています。

時間外対応加算 1 5点

当院で再診料を算定した患者より、休日・夜間等の問い合わせの電話や受診に対し、当院でコールバック含め常時対応できる体制をとります。再診料を算定している全ての方に加算しています。

明細書発行体制加算 1点

当院では診療内容の細かな点がわかる明細書をお渡ししています。全ての方に加算しています。

外来管理加算 52点

医師は問診と身体診療（視診・聴診・打診及び触診等）を行い、それらの結果を踏まえて患者に対して症状の再確認を行いつつ、病状や療養上の注意点を説明し、患者の疑問や不安を解消するための取り組みを行い診療録（カルテ）に記載します。再診料を算定している方で一定の検査や処置をしていない方に加算しています。

夜間、早朝等加算 50点

平日 7:30~8:00、平日 18:00~21:00、土曜日 12:00~14:00 に診察の受付をされ、初診料・再診料を算定している全ての方に加算しています。

機能強化加算 80点

適切な役割分担を目的とした、地域における「かかりつけ医」機能を担うため、初診料を算定している方に加算しています。（「初診時の機能強化加算に関する院内掲示」を参照。）

外来感染対策向上加算 6点

院内の感染対策や発熱患者の時間的・空間的分離が可能な診療体制をとり、厚生局に届出しているための加算になります。（「KOYANAGI 真柄 CLINIC 院内感染対策指針」「外来感染対策向上加算・連携強化加算」を参照。）

連携強化加算 3点

院内の感染症対策に関する医療機関間の連携体制をとり、他の保険医療機関に対し、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っているための加算になります。（「外来感染対策向上加算・連携強化加算」を参照。）

発熱患者等対応加算 20点

発熱・その他感染症を疑わせる症状を有する患者に対して、適切な感染対策の下で診療を行っているための加算になります。

医療情報取得加算 3点・2点・1点

当院では、オンライン資格確認を導入しており、受診歴、薬剤情報、特定健診情報等の診療情報を取得・活用し診療を行っております。

機能強化加算 80点

当院は「かかりつけ医」として以下の取り組みを行っております。

- ・他の医療機関の受診状況及びお薬の処方内容を把握し、服薬管理を行う。
- ・健康診断の結果、健康管理に関する相談。必要に応じて、専門の医療機関に紹介します。
- ・介護、保険、福祉サービスに関する相談。
- ・夜間、休日等の緊急時の対応方法についての情報提供。

医療DX推進体制整備加算 11点

在宅医療DX情報活用加算 10点

医療機関がデジタル技術を活用して、医療DXに対応する体制を評価する加算になります。また、電子処方箋および診療情報共有サービス導入により、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。初診を算定している全ての方に加算しています。

地域包括診療加算1 28点

対象の慢性疾患を複数有する方に対し、全ての内服薬や健康管理等を当院の担当医師が行います。効率的に診察できるよう、患者の同意を得た上で、再診料を算定して場合の加算になります。

特定疾患療養管理料(診療所) 225点

厚生労働大臣が定める疾患を主病とした方に対し、治療の計画に基づき、服薬、運動、栄養等の療養上の指導を行った場合に、再診料を算定している方で月2回まで加算しています。

特定疾患処方管理加算(処方せん料) 56点

厚生労働大臣が定める疾患を主病とした方に対し、処方箋を発行した場合に加算しています

生活習慣病管理料(Ⅱ) 333点

高血圧・脂質異常症・糖尿病を主病とする患者に対し、患者の同意を得た上で、治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合の加算になります。

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) 6点・2点・28点・7点

医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制をとり、厚生局に届出をしているための加算になります。すべての方に加算しています。

一般名処方加算 10点・8点

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名処方(有効成分の名称で処方すること)を行う場合があります。これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。